

住み慣れた地域で  
安心して暮らしていけるように

# 認知症 コラム

【第12弾】

「認知症基本法」で変わる、  
これからの地域

こんにちは、認知症地域支援推進員です。先月号に引き続き、「認知症基本法から地域の方へ伝えたい（知ってもらいたい）メッセージ」の3つ目をお届けします。



— メッセージ③ —

## 認知症のご本人やご家族などが、 安心して地域で暮らせるようになる。

認知症のご本人やご家族が、仲間とつながりながら慣れた地域で安心して暮らしていくためには、支える人・支えられる人と分けるのではなく、“お互いさま”の気持ちで暮らせるまちづくりが大切です。

### 大切なこと - その1

#### 違いを認め合うこと

年齢や病気、障がいの有無にかかわらず「みんな同じ地域の仲間」と考えを持つことが大切です。

### 大切なこと - その4

#### お互いをさりげなく助け合うこと

お互いの気づきでやさしく声かけができたリ、気軽に相談できる場所や環境をつくるのが大切です。

### 大切なこと - その2

#### 正しい認知症への知識を得ること

認知症などについて正しく理解をして、思い込みや偏見をなくすことが大切です。

### 大切なこと - その5

#### みんなに役割や出番がある 地域をつくること

「できないこと」ではなく、「できること」に目を向け、地域の行事やイベントなどに参加をして、活躍できる機会をつくるのが大切です。



### 大切なこと - その3

#### 声に耳をかたむけること

本人や家族の思いを大切にし、話をしっかり聴くことが大切です。

まとめ

認知症になっても与謝野町で暮らしていれば、誰からともなく声がかかり、安心して生活できる地域になっていくことが大切です。特別な取り組みではなく、一人ひとりの小さな行動の積み重ねが、共生社会の実現につながります。こうした考え方を大切にしながら、認知症の方やご家族が孤立しないよう交流の場を支え、必要な情報や助言を届けていくことが重要です。来月号では、最後となる4つ目のメッセージを紹介します。

問 地域包括支援センター（福祉課内） ☎ 43-9021